

役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の種類)

第2条 役員及び評議員に支給する報酬等の種類は、常勤役員にあつては、報酬、地域手当及び特別手当とし、非常勤役員及び評議員にあつては、報酬とする。

2 前項に定める報酬等のほか、常勤役員には、職員の例により、通勤手当を支給する。

(非常勤役員及び評議員に対する報酬の支給)

第3条 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、常勤の公務員及びこれに準ずる者として評議員会で認めたもの以外の者に支給する。

(報酬等の決定基準)

第4条 役員の報酬等は、年間の総額30,000千円（うち監事7,200千円）を超えない範囲内において、次条から第7条に定めるところにより決定する。

2 評議員の報酬は、日額で支給し、その額は、定款に定められた年間の総額の範囲内において、評議員会で定める。

(役員の報酬)

第5条 役員の報酬は、月額（非常勤役員にあつては、月額又は日額）で支給し、その額は、役員の職務等を考慮して、評議員会で定める。

(地域手当)

第6条 地域手当は、職員の例により支給する。

(特別手当)

第7条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 特別手当の額は、役員の職務等を考慮して職員の期末手当に係る基礎額の算出方法に準

じて算出した額の範囲内において、評議員会で定める。

(費用弁償)

第8条 役員及び評議員がこの法人の用務のため旅行した場合は、職員の例により旅費を支給する。

(支給方法)

第9条 報酬等(日額で支給する報酬を除く。)及び通勤手当並びに費用弁償の支給方法は、職員の例による。

2 日額で支給する報酬は、職務を行った日数に応じて支給額を計算し、その都度又は職務を行った日の属する月の分を翌月の職員の給料支給日から同月の末日までの間において、支給する。

(補則)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団常勤役員の給与及び費用弁償等に関する規程及び財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団非常勤役員の報酬及び費用弁償等に関する規程は廃止する。

3 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成23年6月23日から施行する。

5 この規程は、平成25年3月26日から施行する。

附則(令和4年3月29日3教ス第309号)

6 この規程は、令和4年4月1日から施行する。